

宿泊施設相互利用の適用範囲が拡大されました (平成30年4月1日から)

共済組合等が経営、設置する宿泊施設について、組合員料金又はそれに準じた料金で利用ができる対象者と施設の範囲が拡大されました。(網掛けは拡大された部分)

「年金受給者等施設利用証」は年金の受給が決定した際に年金証書と一緒に、また、「共済組合施設利用証」は退職時にお勤め先の所属所で配付されます。
なお、利用証をご利用の際は予め各施設にご確認ください。

※ 平成30年3月31日以前に定年以外の事由によって退職された方は、退職時に「共済組合施設利用証」を配付されません。
交付を希望される方は、当組合総務課(Tel092-651-2511)までご連絡ください。

【変更点】

(1)配付対象者の拡大

退職の要件を「定年退職」としていましたが、定年以外の退職者も対象となりました。
(昨年度末までに退職した組合員を含む。)

(2)利用できる宿泊施設の拡大

地方公務員等共済組合法のほか、国家公務員共済組合法及び私立学校教職員共済組合法に基づく共済組合が経営する宿泊施設も利用できるようになりました。

宿泊施設		対象者 (証明となるもの)	組合員 被扶養者 (組合員証・ 被扶養者証)	年金受給者 その家族(*) (年金受給者等 施設利用証)	退職者 その家族(*) (共済組合施設利用証)	定年による退職	定年以外による退職
地方公務員 共済組合の 経営する 宿泊施設	全国市町村職員共済組合連合会 各指定都市・市町村・都市職員共済組合	○	○	○	○	○	○
	地方職員共済組合 公立学校共済組合 警察共済組合	○	△	△	△	△	△
	東京都職員共済組合						
	国家公務員共済組合連合会 防衛省共済組合	○	△	△	△	△	△
	日本私立学校振興・共済事業団						

*「家族」は同一世帯に属する三親等内の親族のこと

○:組合員料金又はそれに準じた料金で利用可

△:本人については、組合員料金又はそれに準じた料金で利用可。
ただし、家族については、各施設の個別判断となる